

教員の養成の状況についての情報の公表（教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 関係）

○ 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。（施行規則第 22 条の 6 第 1 号）

本学では、人格教育、専門知識の習得、社会への貢献を基本理念とした教育目標を掲げている。

本学での教員養成においては、以上の教育目標に則り、教養と情操豊かな人格を備えた人間性を養成し、専門的な知識理論と実践的な指導力を兼ね備えた教員を育成することを目標とする。

目標を達成するための計画

1. 建学の精神に則り、優れた人格と専門的知識を備えた教員を育成する。
2. 実技や実習を交えて、栄養やスポーツに関する豊かな知識を会得できるような専門教育を行う。
3. 近隣の学校と連携し、直接的に子どもと関わる機会を設け、子どもとのコミュニケーションや実践的指導のあり方を指導する。